

# 地域ブランディング創生事業委託業務 仕様書

## 1 業務の目的

訪日外国人旅行者は、団体旅行から個人旅行（FIT）への移行傾向が顕著であり、FIT化の傾向は、今後も続く見通しである。

三重県への外国人観光客の誘致を行うには、FIT化に伴い多様化する訪日旅行に対するニーズを的確に捉え、ターゲットの属性（国籍、年齢、訪日目的等）を踏まえたプロモーションを行う必要がある。

このため当事業では、外国人観光客の目線で、三重県の魅力を視覚的に訴求する動画を制作し、デジタルマーケティングを駆使して三重県旅行への関心・意欲を効果的に高めるデジタルプロモーションを行う。

事業中には成果指標データの継続的な収集・分析（閲覧数、閲覧された時間帯、閲覧者の属性など）を行い、ターゲティングの最適化に取り組み、事業後には広告の投資対効果等を検証することで改善点等を把握し、今後の誘客事業に活用することとする。

本事業を通じて、「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）※としての観光ブランディングの強化を図るものとする。

※三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

## 2 契約期間

契約日から令和2年3月19日（木）まで

## 3 ターゲット

ターゲットは、訪日旅行（特に、日本文化、日本食、日本の自然など）に強い関心を持つ訪日リピーターとする。具体的なターゲットについては、受託者が各種現状分析を行い、それらを基礎資料として、三重県と協議のうえ決定する。

## 4 業務の内容及び提案事項

### （1）プロモーション動画制作

#### ア 概要

- ・動画のテーマは、「三重の文化」、「三重の食」、「三重の自然」の3つを設定し、統一したコンセプトを設定したうえで、外国人観光客の視点でそれぞれストーリー性のある動画を制作すること。
- ・三重県内の観光資源の中から、より多くの誘客ができると思われる素材を選定し、どのような「体験」ができるかを意識して、動画を制作すること。なお、撮影のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者において手続きを行うこと。
- ・動画制作を行う際には、三重県が今後のプロモーション活動で使用することを目的とした素材（静止画など）を併せて制作すること。
- ・制作する動画は、視聴者の使用する端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）

ごとの特徴（表示サイズなど）を踏まえて制作及び編集すること。

- ・既存のインバウンド向け観光プロモーション動画等を分析し、分析結果を明示したうえで、動画のシナリオを動画テーマ（（例）「三重の文化」、「三重の食」、「三重の自然」）ごとにイメージ図等を用いて提案すること。
- ・動画（3分程度）は、動画そのものの訴求力を高めるためにインパクトのある映像を使用し、特に動画再生の最初の3秒間を重視して制作に取り組むこと。
- ・動画再生の最初の3秒間のイメージ図等を作成し、提案すること。

#### イ 制作本数、動画再生時間

- ・設定した3つのテーマについて、それぞれ1本以上の動画を制作すること。
- ・再生時間は、3分程度の動画を2本以上、30分程度の動画を1本以上制作すること。

#### ウ 制作期間

- ・動画制作の期間を全体のスケジュールを示したうえで提案すること。

#### エ 言語・音響

- ・対応言語は、英語とすること。
- ・動画タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザイン及び制作した動画上への配置を行うこと。
- ・字幕やナレーション等の言葉の無い視覚的に訴求可能な動画を制作することを想定しているが、分析の結果として字幕やナレーション等を利用する手法が最適の場合は、この限りではない。
- ・動画の展開と音響とのリンクを意識すること。

#### オ その他

- ・動画制作の提案にあたっては、新規撮影を原則とすること。
- ・撮影期間中に撮影困難なシーン（季節感のある映像やイベント関連映像等）を活用する必要がある場合は、三重県と協議のうえで既存の動画データ等を取得することを認めることとする。
- ・制作する動画等は、事業終了後に三重県が再編集等を行い、外国人観光客誘致のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものとする。
- ・動画制作にあたっては、これまでにインバウンド向けの動画制作の実績がある者と三重県の特徴あるコンテンツのPRに向けて知見を有する者が連携して取り組むこと。
- ・動画制作にあたり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・制作する動画は、ウェブページやYouTube等の動画共有サービス（以下「動画共有サービス」という。）で再生可能なファイル形式とすること。
- ・三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）を活用すること。

## (2) 動画サイト「YouTube」の活用

## ア 「YouTube」への投稿

- ・ 三重県の指定するチャンネル（「Japan Travel “Mie”」  
[https://www.youtube.com/channel/UCI9fiY2YyUCAFMWF9jWar0g/featured?disable\\_polymer=1](https://www.youtube.com/channel/UCI9fiY2YyUCAFMWF9jWar0g/featured?disable_polymer=1)）を使用し、（１）で制作した動画を投稿すること。
- ・ 「YouTube」への投稿に必要な設定（動画のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等）を効果的に行うこと。
- ・ 動画を投稿する際は、（４）で制作するランディングウェブページ及び三重県が指定するHPのURL等を掲載し、リンク先への誘導を行うこと。
- ・ 視聴者を動画ページからリンク先へと誘導する効果的な方法を提案すること。
- ・ イの目標 KPI 等の達成に向けて、投稿動画がインターネット上で広く視聴されるよう契約額の範囲内において、（１）で制作した動画を最適な形に再編集したうえで YouTube 広告（インストリーム広告・アウトストリーム広告など）を活用すること。
- ・ YouTube 広告を配信するターゲット（地域、年齢、性別など）を提案すること。なお、なぜそのターゲットを設定したのか理由を明示すること。
- ・ YouTube 広告を最も効果的に実施できる時期・期間をターゲットが旅行の意思決定を行う適切な時期を分析のうえ提案すること。
- ・ 上記の測定及び分析を行う実施方法・体制について提案すること。

## イ 目標 KPI について

- ・ 目標視聴回数は、300 万回再生とすること。
- ・ CTR(リンククリック率※1)について、実現可能な範囲で目標 KPI を提案すること。
- ・ YouTube 広告によって達成可能な「動画からのウェブページへの誘導数」について、実現可能な範囲で目標 KPI を提案すること。

※1 CTR：表示された数(インプレッション数)のうちクリックされた回数の割合。

$$\text{CTR(クリック率)} [\%] = \text{広告クリック数} \div \text{広告表示回数} (\times 100)$$

## ウ 成果測定について

- ・ 動画の視聴人数、視聴回数、視聴者の属性、地域、トラフィックソース、視聴端末、広告の表示回数等の情報の測定及び分析を定期的に行うこと。その結果に応じてターゲティングの変更等の改善を三重県と協議のうえで実施すること。
- ・ 動画を視聴した者について、個人を特定しない範囲で属性を調査すること。
- ・ その他三重県への外国人観光客誘致に役立つ効果測定調査があれば提案すること。
- ・ 上記各種調査の実施が困難な地域がある場合は、その対応策について、三重県と協議のうえ決定すること。

## エ その他

- ・ 広告価値毀損の課題「ビューアビリティ※2」、「アドフラウド※3」、「ブランドセーフティ※4」について、三重県に対する透明性を確保のうえ確実な対策を行うこと。
- ・ 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応

を受託者において検討のうえ対策を行うこと。

※2 ビューアビリティ：広告が実際に閲覧可能な状態で表示されているか。

※3 アドフラウド：広告のクリックや表示を不正に行い広告料金を着服する手口。

※4 ブランドセーフティ：広告が不適切なサイトやコンテンツに表示されていないか。

### (3) ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）の活用

#### ア 三重県が運営する Facebook 及び Instagram アカウントの活用

- ・訪日旅行に興味・関心を持ち、特に日本文化・日本食・日本の自然に興味・関心が強い人への的確なリーチを考慮したうえで（1）で制作した動画を最適な形に再編集し、動画広告として県が運営する Facebook 及び Instagram アカウントを通じて投稿すること。
- ・動画広告の視聴者を（4）で制作するランディングウェブページ及び三重県の観光情報を掲載する HP へ誘導する仕組み・仕掛けを提案すること。
- ・Facebook ピクセルを発行し、（4）で制作するランディングウェブページに設置すること。
- ・広告配信の時期は、ターゲットが旅行の意思決定を行う適切な時期を分析し、より効果的と思われる時期を提案すること。

#### イ 成果測定について

- ・リーチ数、インプレッション数、リンクのクリック数、CTR(リンククリック率)、CPC(リンクのクリック単価)、消化金額の測定を行うこと。
- ・動画広告を視聴した者について、個人を特定しない範囲で属性等を調査すること。
- ・広告配信期間中のアカウントフォロワー数の増減について測定すること。
- ・その他三重県への外国人観光客誘致に役立つ効果測定調査があれば提案すること。

### (4) ランディングウェブページ（以下「ウェブページ」という。）の制作

#### ア 内容

- ・三重県観光連盟が運営する英語版サイト (<https://www.kankomie.or.jp/en/>) 内に、三重の文化・食・自然をテーマにしたウェブページを制作すること。
- ・本業務終了後においても三重県が使用、編集等可能なウェブページを制作すること。
- ・制作するウェブページの概要を、イメージ図等を用いて提案すること。
- ・動画の視聴者がランディングウェブページの閲覧を通じて三重県旅行に関心を持ち、実際に三重県来訪につながる、外国人観光客の視点を意識したウェブページを制作すること。
- ・三重県の観光情報を掲載するウェブサイトなど、三重県が指定するウェブサイト等のリンクを掲載すること。
- ・ウェブページはパソコン・タブレット・スマートフォンで表示されることを考慮した形式を提案すること。
- ・ウェブページの閲覧者について、個人を特定しない範囲で属性等を調査すること。

- ・検索エンジンのSEO（検索エンジン最適化：インターネット検索結果において高い順位に表示）対策を実施すること。
- ・アクセスログを取得し、ログの照会を可能とすること。
- ・一般的なブラウザ（IE 11、 Edge・Chrome・Firefox 最新バージョン、Safari 10 以上、iOS 10 以上 Safari、 Android 4.4 以上など）で支障なく閲覧可能なものとする。

#### (5) その他

- ・事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。

## 5 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書を提出すること。報告書とは別に、制作した動画（YouTube 広告や Facebook 広告用に再編集したものを含む）及び静止画を DVD 等の電子媒体に収録して、提出すること。

### (1) 報告書記載事項

#### ア 動画制作の概要

- ・動画制作の内容等
- ・制作した動画・静止画の内容等

#### イ 動画サイト「YouTube」の活用

- ・動画の視聴人数、視聴回数、視聴者の属性等の情報の測定及び分析結果（目標値(KPI)に対する結果を含む）
- ・実施した YouTube 広告の概要
- ・実施した YouTube 広告の効果測定及び分析結果

#### ウ SNS の活用

- ・配信した広告の概要
- ・リーチ数、インプレッション数、リンクのクリック数、CTR(リンククリック率)、CPC(リンクのクリック単価)、消化金額の測定及び分析結果

#### エ ウェブページの制作

- ・制作したウェブページの内容
- ・ウェブページ閲覧者の属性等の測定及び分析結果

#### オ 事業の総括及び今後の展開に関すること

- ・今後の三重県の外国人観光客誘致の取組に資する各種調査・分析結果
- ・上記結果を踏まえた三重県の外国人観光客誘致に係る取組に対する提案

カ その他監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和2年3月19日(木)

(3) 提出先：三重県観光局海外誘客課 報告書1部、CD-R等1部

## 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 7 瑕疵担保責任

本委託業務における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とします。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとします。

## 8 契約方法に関する事項

(1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てます)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

(5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 9 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。

## (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

## (4) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の実情を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて三重県が直接に指示監督する場合があります。

## (5) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、都度確認を行うものとします。

## (6) 留意事項

ア 本事業により制作された制作物の著作権は、三重県に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとします。

イ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除

措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上